

いずみの苑通所介護事業所

第1号通所サービス（予防通所サービス） 重要事項説明書 別紙

1 介護保険適用時の利用料金

予防通所サービス 《地域区分10.90》

(単位：円) (要支援1・2)

(通所型サービスⅠ ・要支援1・要支援2：週1回程度)

(通所型サービスⅡ 要支援2：週2回程度)

利用料金

(単位：円)

	1月あたりの利用料金	1月あたりの自己負担金		
		(1割)	(2割)	(3割)
通所サービスⅠ (1798単位) /月	19,598	1,960	3,920	5,880
通所サービスⅡ (3621単位) /	39,468	3,947	7,894	11,841

加算の利用料金

	1月あたり の利用料金	1月あたりの自己負担金		
		(1割)	(2割)	(3割)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)				
通所サービスⅠ(88単位) /月	959	96	192	288
通所サービスⅡ(176単位) /月	1,918	192	384	576
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)				
通所サービスⅠ(72単位) /月	784	79	157	236
通所サービスⅡ(144単位) /月	1,569	157	314	471
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)				
通所サービスⅠ(24単位) /月	261	27	53	79
通所サービスⅡ(48単位) /月	523	53	105	157
(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲいずれか)				
介護職員等処遇改善加算Ⅰ				
通所型サービスⅠ(179単位) /月	1,951	196	391	586
通所型サービスⅡ(347単位) /月	3,782	379	757	1,135
介護職員等処遇改善加算Ⅱ				
通所型サービスⅠ(175単位) /月	1,907	191	382	573
通所型サービスⅡ(339単位) /月	3,695	370	739	1,109

介護職員処遇改善加算Ⅲ				
通所型サービスⅠ（156単位）/月	1,700	170	340	510
通所型サービスⅡ（302単位）/月	3,291	330	659	988
介護職員処遇改善加算Ⅳ				
通所型サービスⅠ（125単位）/月	1,362	137	273	409
通所型サービスⅡ（241単位）/月	2,626	263	526	788
送迎減算 片道につき 通所サービスⅠ・Ⅱ（47単位）を減算	▲512	▲52	▲103	▲154

加算について

サービス提供体制 加算（Ⅰ）	以下、いずれかに該当する場合、加算します。 ① 介護福祉士が70%以上配置されている場合、加算します。 ② 勤続10年以上介護福祉士25%以上 通所型サービスⅠの方～1月 88単位 通所型サービスⅡの方～1月 176単位
サービス提供体制 加算（Ⅱ）	介護福祉士が50%以上配置されている場合、加算します。 通所型サービスⅠの方～1月 72単位 通所型サービスⅡの方～1月 144単位
サービス提供体制 加算（Ⅲ）	以下、いずれかに該当する場合、加算します。 ① 介護福祉士が40%以上配置されている場合 ② 勤続7年以上介護士30%以上 通所型サービスⅠの方～1月 24単位 通所型サービスⅡの方～1月 48単位
送迎未実施減算	事業所が送迎を行わない場合、片道につき47単位減算を行う。（一月に通所型サービスⅠは376単位・通所サービスⅡは752単位の範囲内）
介護職員等処遇改善加算	厚生労働大臣が定める介護職員の賃金の改善等を実施して、都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所（第1号通所事業）が、利用者に対し、指定通所介護（第1号通所事業）を行った場合に、加算します。 Ⅰ～Ⅴ 単位は別表記参照

4 その他の利用料金

(通所型サービスⅠ 要支援1・要支援2：週1回程度)

(通所型サービスⅡ 要支援2：週2回程度)

	1日あたりの利用料金及び内訳	自己負担額
食事代	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1食（昼食＋おやつ） 800円 ・ 1食（昼食） 650円 	全額自己負担
活動教材費 （その他日常生活費）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書道活動 110円 ・ パステル活動 150円 ・ カレンダー活動 40円 ・ ぬりえ・脳トレ活動 10円 ・ コーヒータイム 30円 ・ 手工芸 実費徴収 	全額自己負担

3、キャンセル料金

①ご利用日の前営業日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の前営業日午後5時までにご連絡がなかった場合の1回分の食事代（昼食・おやつ代）	全額自己負担